

新丸山ダム水源地域協議会規約

（名 称）

第１条 本会は、「新丸山ダム水源地域協議会」（以下、「協議会」という。）と称し、その組織及び運営については、この規約に定めるところによる。

（目 的）

第２条 丸山ダム周辺における自然、文化、伝統等の地域資源とともに、新丸山ダム建設に伴う基盤整備等を活用して、新丸山ダム水源地域（瑞浪市、恵那市、八百津町、御嵩町）の振興に資する効果的な施策を検討する。

（所掌事務）

第３条 本会は、次に掲げる事項について協議する。

- （１）丸山ダム管理・新丸山ダム建設工事に伴う地域振興に関すること。
- （２）新丸山ダム水源地域の連携による地域振興に関すること。

（協議会）

第４条 協議会は別表に掲げる会員により、構成する。

- ２．協議会の事務局は、国土交通省新丸山ダム工事事務所とする。
- ３．協議会は、必要に応じて事務局が招集し、第３条（所掌事務）に関する事項を検討する。
- ４．協議会は、幹事会を組織し、会務を行う。

（幹事会等）

第５条 幹事会は、必要に応じてワーキンググループを組織し、施策の具体的な検討を実施する。

- ２．ワーキンググループの組織構成は、検討内容及び地域性を考慮するものとする。

（その他）

第６条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて協議会の承認を得て定めるものとする。

附則 この規約は、平成 29 年 8 月 25 日から施行する。

(別表)

新丸山ダム水源地域協議会 会員名簿

所 属 等	氏 名	備 考
瑞浪市長	水野 光二	
恵那市長	小坂 喬峰	
八百津町長	金子 政則	
御嵩町長	渡邊 公夫	
関西電力(株)東海支社長	大植 康司	
国土交通省丸山ダム管理所長	下村 卓	
国土交通省新丸山ダム工事事務所長	川瀬 宏文	